



福島市
FUKUSHIMA CITY

令和4年度

一般会計
4月補正予算(第2号) 補正内容

1. 令和4年3月16日福島県沖地震対応関連 (追加)

補正予算額(一般会計)

4,000万円

(単位:千円)

事業費 合計	財源内訳			
	国	県	市債	一般財源
40,000	—	36,000	—	4,000

※令和3年度補正予算(第18号)(3月25日議決) 令和4年度補正予算(第1号)(4月15日議決) と合算すると

令和4年福島県沖地震対応関連累計予算額 40億2,798万円

【参考】令和4年度予算累計額(一般会計)

1,188億7,698万円

被災者支援関連予算

一部損壊住宅修理支援事業

補正額：40,000千円

3.16福島県沖地震により、住宅に20万円以上の「一部損壊」の被害が生じた世帯を対象に、日常生活に不可欠な部分の修理に要する費用の一部を定額で補助します。

【補助対象の方】

以下①、②、③のすべてに該当する方

- ①令和4年福島県沖地震により被害を受けた住宅に居住し、罹災証明が「一部損壊」の方
- ②消費税込みで20万円以上の修繕工事を実施する（した）方
- ③自らの資力では修理できない方

【補助額】

定額 10万円

【補助対象となる修理】

壊れた屋根、外壁、基礎、柱、梁など、日常生活に不可欠な部分の応急修理

区分	(罹災証明)	補助金額
一部損壊住宅修理	・一部損壊 (10%未満の被害)	100,000円 (定額)

※参考※

区分	(罹災証明)	補助金額
住宅応急修理	・半壊以上 (20%以上の被害)	595,000円 (上限)
	・準半壊 (10%～20%未満の被害)	300,000円 (上限)

※住宅応急修理については、3月25日議決の令和3年度補正予算第18号で予算措置済み(456,000千円)

4月28日(木)から受付開始(予定)

被災者支援関連制度一覽

なお、各種支援制度の内容については、順次更新いたします。

NO	制度名	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
1	罹災証明書	地震により建物に被害を受けた方					
2	災害見舞金	○	○	○	○	—	—
3	被災者生活再建支援制度	○	○	○	▲	—	—
4	災害援護資金貸付制度	○	○	○	○	▲	▲
5	被災建築物の応急危険度判定	地震により建物に被害を受けた方					
6	災害廃棄物の受入・一時保管	※詳細は被災者支援制度ガイドブックをご覧ください。					
7	地震により倒壊したブロック塀等の処理						
8	住宅の応急修理	○	○	○	○	○	—
9	市営住宅への仮入居	▲	▲	▲	▲	—	—
10	市県民税（所得税）の雑損控除	○	○	○	○	○	○
11	個人市・県民税の減免	※詳細は被災者支援制度ガイドブックをご覧ください。					
12	固定資産税・都市計画課税の減免						
13	国民健康保険税の減免						
14	介護保険料の減免						
15	国民年金保険料免除	▲	▲	▲	▲	▲	▲

NO	制度名	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
16	介護サービス利用料の減免	○	○	○	○	○	—
17	児童扶養手当の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
18	母子父子寡婦福祉資金	○	○	○	○	—	—
19	特別児童扶養手当等の特別措置	▲	▲	▲	▲	▲	▲
20	障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
21	障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具費等の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
22	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置	○	○	○	○	○	—
23	就学援助制度	▲	▲	▲	▲	—	—
24	高齢者無料乗車証再交付におけるカード代実費の減免措置	○	○	○	○	○	○
25	被災保護者の一時預かり事業利用にかかる利用料負担軽減補助金	○	○	○	○	—	—
26	県の復興公営住宅の仮入居	○	○	○	○	—	—
27	被災家屋等の解体事業	○	○	○	○	—	—
28	住宅屋根改修助成事業	○	○	○	○	○	○
29	一部損壊住宅修理支援事業	—	—	—	—	—	○

○：該当 ▲：一部該当 —：該当なし